

くらしの安心情報

情報ファイル NO.123

平成 24 年 10 月 10 日

心当たりのない業者から、「健康食品を送付するので代金を支払うように」と電話があり、注文をしていないので断ろうとしましたが聞き入れてもらえません…。

相談内容

【相談者 60代 女性】

心当たりのない業者から、「高麗人参サプリを注文されましたね。商品を送るので代金を支払ってほしい。」と電話があり、「注文していないから不要だ。」と答えましたが、聞き入れてもらえないので電話を切りました。折り返し業者から電話がかかり、「支払わないと裁判沙汰になる」と脅され困っています。どうすればよいのでしょうか …。

対処方法

健康食品の電話勧誘で、「注文していないのに『商品を送る』と言われた」「注文していないので断ると、『裁判所から通知が届く』と脅された」などの相談が寄せられています。

消費生活センターから業者に連絡すると「その人からの注文は受けていない」などと態度を変えるケースもあります。

- ・相談者には、注文していなかったり不要な場合は、きっぱり断るよう、また脅された場合は、警察に相談するよう助言しました。
- ・もし注文していないにもかかわらず一方的に商品が送り付けられた場合、受取る必要はなく代金支払いの義務もありません。
- ・後々のトラブル防止のために、業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。(電話の着信履歴も参考になります)
- ・万一トラブルにあったら、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

注文されているので送ります!



注文していないのに!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)